

第2回小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ	資料 1
令和4年6月27日	

小児がん拠点病院等の指定要件について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

小児がん中央機関と拠点病院・連携病院の概要

アドバイザリー・ボード

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備
(小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備
(院内がん登録実施支援)
- 人材育成(がん専門相談員
基礎研修、院内がん登録実務者)

小児がん拠点病院連絡協議会

地域ブロック協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

小児がん連携病院
(地域の小児がん診療)

小児がん連携病院
(特定のがん種等の診療)

小児がん連携病院
(長期フォローアップ)

小児がん拠点病院15か所、小児がん連携病院146か所(令和3年10月1日時点)

小児がん中央機関・拠点病院

(平成31年4月指定)

- ★ 小児がん中央機関
全国に2施設配置
- 小児がん拠点病院
全国に15施設配置



(※) 国立成育医療研究センターは中央機関かつ拠点病院

拠点病院の役割

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者* に対しても適切に医療及び支援を提供する施設として、地域全体の小児・AYA世代のがん医療及び支援の質の向上に資すること、長期フォローアップの体制整備、小児がん連携病院の指定を含めた地域医療機関との連携、等の役割を担う。

* AYA (Adolescent and Young Adult) 世代 (思春期世代と若年成人世代) にあるがん患者とは、AYA 世代で発症したがん患者とAYA 世代になった小児がん患者。

拠点病院の要件

- ① 診療機能 (集学的治療の提供、カンサーボードの開催、長期フォローアップ体制、AYA 世代にあるがん患者への適切な対応、生殖機能の温存の支援体制、緩和ケアチームの整備、小児がん連携病院や地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等)
- ② 診療従事者 (放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等)
- ③ 医療施設 (放射線治療機器の設置、集中治療室の設置等)
- ④ 診療実績 (新規症例数年間30例以上、造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例度以上)
- ⑤ 小児がん医療について、外部機関による技術能力についての施設認定を受けた医療施設
- ⑥ 「小児・AYA 世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師及び看護師等医療関係者を配置
- ⑦ 相談支援センターの設置
- ⑧ 院内がん登録の実施
- ⑨ 臨床研究 (臨床研究専門部署の設置※、CRCの配置※等) ※は必須要件ではない。
- ⑩ 療育環境の整備 (保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等)
- ⑪ 医療安全体制の構築

小児がん連携病院について

小児がん連携病院について

見直しの論点

○類型について

- 3つの類型による診療機能の分担が患者からみても不明確であるとの指摘がある。
- 一方で、それぞれの病院がどのような機能を持っているかについての一定の整理や情報共有のためのラベリングは必要ではないかとの意見もある。

○要件について

- 連携病院の指定を拠点病院が定めることにより、同じ類型の連携病院でも地域によって提供される診療の質が異なっている等、診療能力の格差が課題なのではないかとの意見がある。
- 一方で、地域の実情を踏まえると画一的な基準を設けることが必ずしも適切とは言えない可能性もあるのではないか。
- 小児拠点病院と連携病院が一体となって、どこに住んでいてもより質の高い医療を受けることができるために連携病院の指定要件についてどのように定めることがよいか。

方針(案)

- 類型1については診療能力に応じて2段階に分類してはどうか。
- 連携をするためには、少なくともどの医療機関がどのような役割を担うのかについて、拠点病院と連携病院相互の理解は必須である。
- 患者がそのネットワークに乗るためにも、どの医療機関を受診したらよいかを明確化することが必要である。

小児がん中央機関と拠点病院・連携病院の概要

アドバイザリー・ボード

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備 (小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供 (小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援 (放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成 (医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供 (小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備 (院内がん登録実施支援)
- 人材育成 (がん専門相談員 基礎研修、院内がん登録実務者)

小児がん拠点病院連絡協議会

地域ブロック協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

連携病院1-A
(一定数以上の実績)

連携病院1-B
(地域の小児がん診療)

連携病院2
(特定のがん種等の診療)

連携病院3
(長期フォローアップ)

小児がん連携病院の類型毎の施設数

令和3年現況報告書より

	合計	類型1	類型2	類型3
北海道	15	4	1	10
東北	9	7	1	9
関東甲信越	41	34	5	2
東海・北陸	17	16	3	8
近畿	33	18	3	12
中国・四国	16	15	1	0
九州・沖縄	14	14	0	5
合計	144 (重複あり)	107(重複あり)	14	46

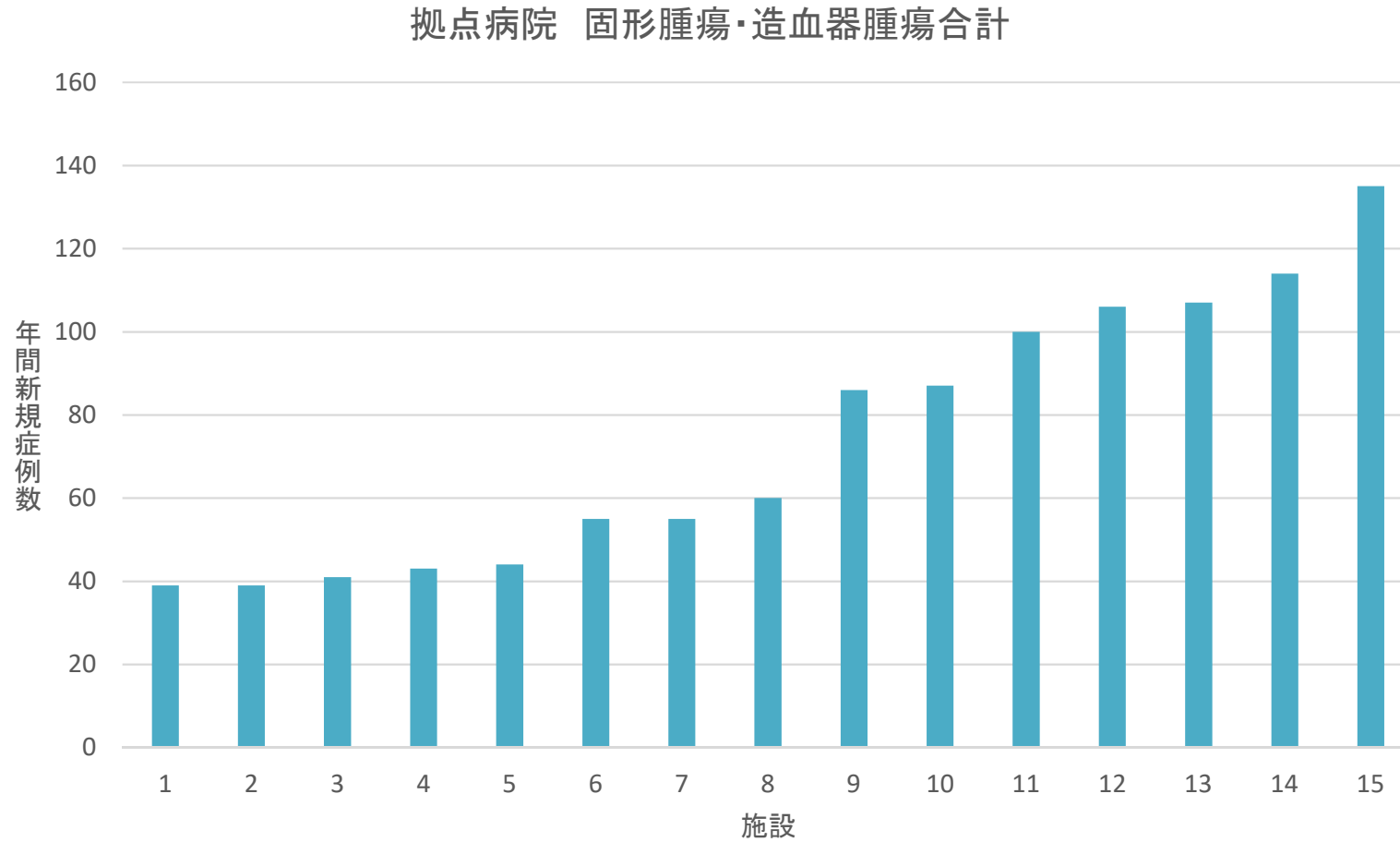
*類型1,2,3の兼任あり
*複数地域ブロックでの指定施設あり

	合計	1のみ	2のみ	3のみ	1+2	1+3	2+3	1+2+3
北海道	15	4	1	10	0	0	0	0
東北	9	0	0	2	0	6	0	1
関東甲信越	41	34	5	2	0	0	0	0
東海・北陸	17	8	1	0	0	6	0	2
近畿	33	18	3	12	0	0	0	0
中国・四国	16	15	1	0	0	0	0	0
九州・沖縄	16	9	0	0	0	5	0	0
合計	144 (重複あり)	87	11	26	0	17	0	3

拠点病院 年間新規症例数 (固形腫瘍・造血器腫瘍合計)

令和3年現況報告書より

■ 拠点:15施設

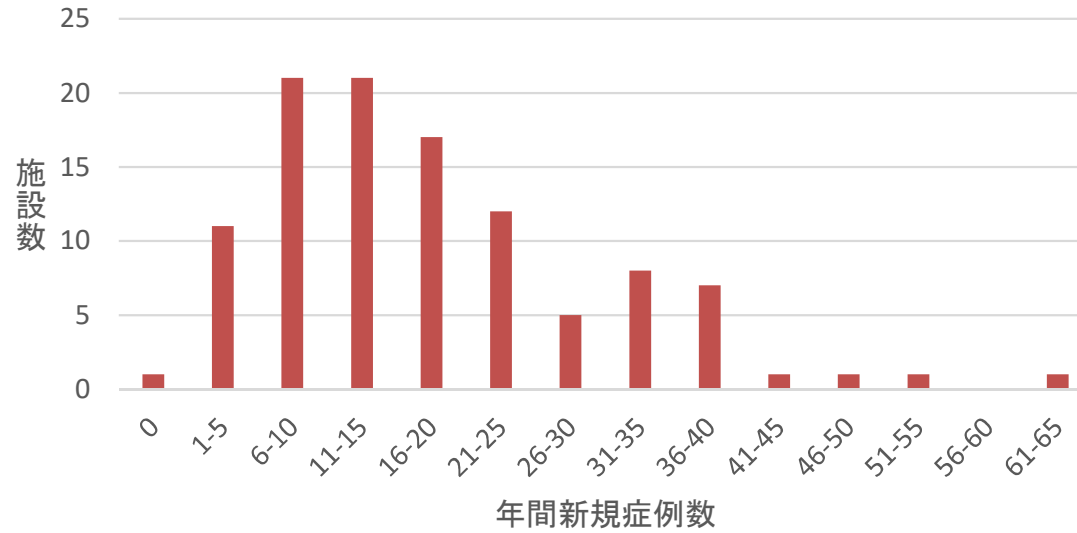


連携病院/類型1 年間新規症例数 (固形腫瘍・造血器腫瘍合計)

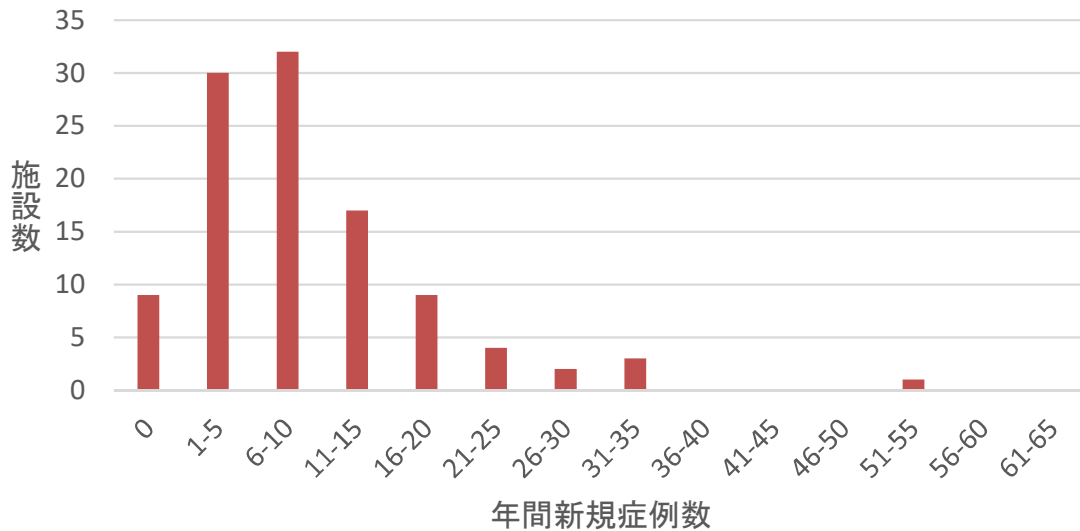
令和3年現況報告書より

■ 類型1 : 107施設

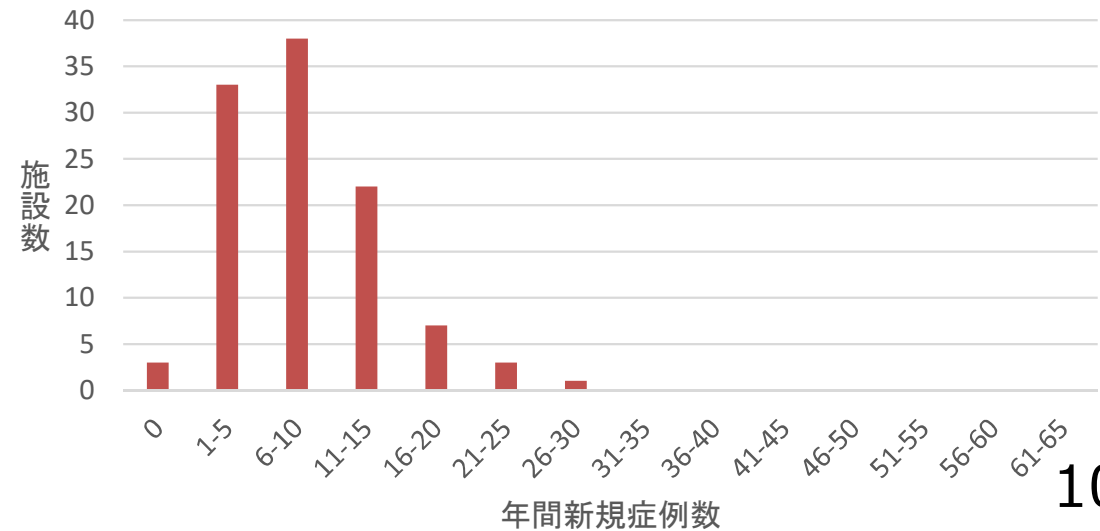
類型1固形腫瘍・造血器腫瘍合計



類型1固形腫瘍合計

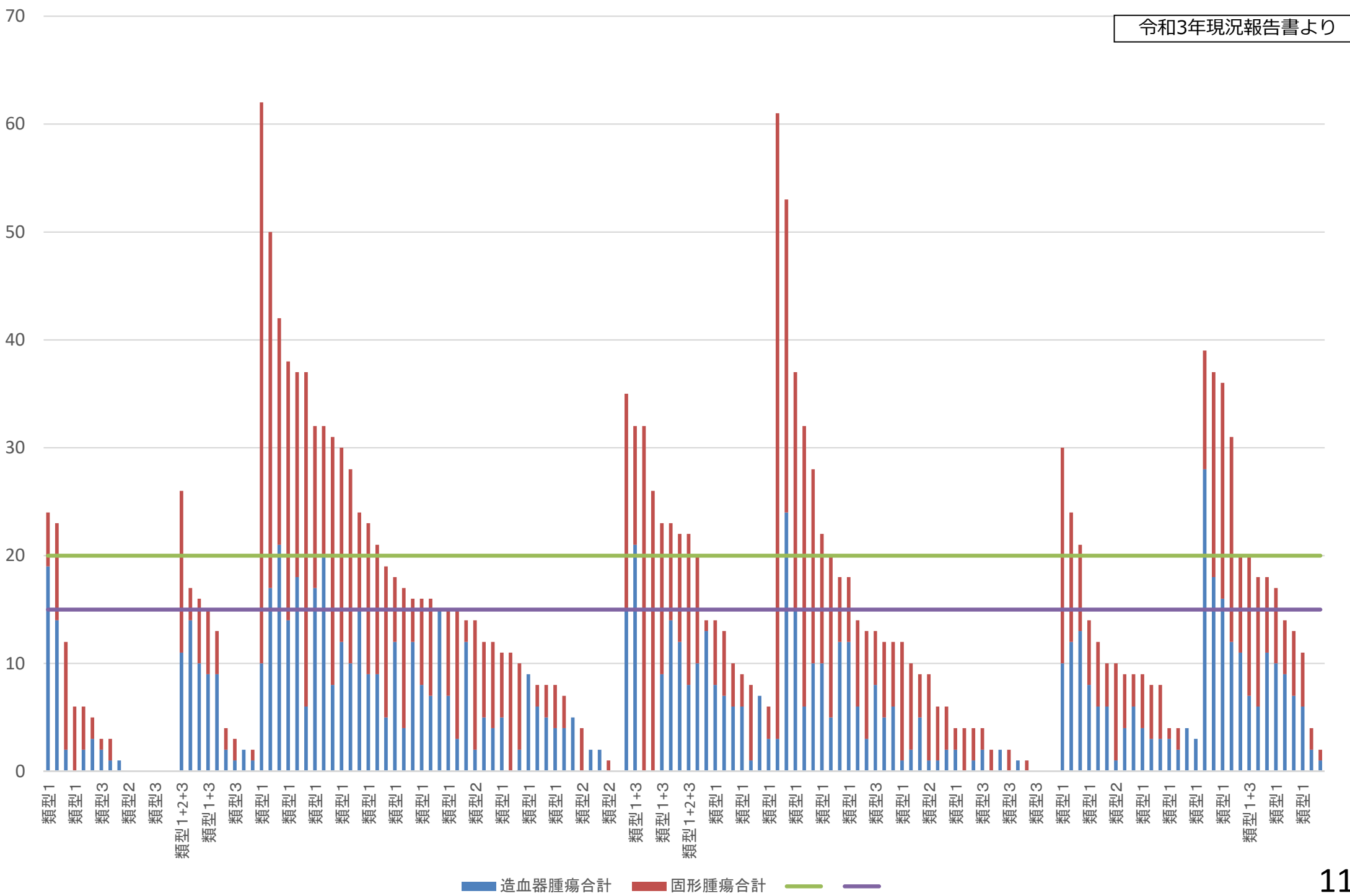


類型1造血器腫瘍合計



地域ブロック別 症例数(連携病院・全類型)

令和3年現況報告書より



小児がん拠点病院等の全体像(案)

- 「小児がん中央機関」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- 「小児がん拠点病院」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- 「小児がん連携病院」は、地域ブロック協議会の意見を踏まえ、小児がん拠点病院が指定する。
(「類型1-A」「類型1-B」「類型2」「類型3」の4類型あり、類型1, 2, 3は兼ねる事ができる。)

アドバイザー・ボード(外部有識者等)

小児がん拠点病院連絡協議会

- ・ 医療及び質の向上を目指した協議
- ・ 各地域ブロックからの情報収集
- ・ 地域ブロックを超えた連携体制の整備

◆小児がん中央機関

日本における小児がん医療・支援の牽引

国立成育医療センター

- ◎相談支援に関する体制整備(小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成の中心(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局



国立がん研究センター

- ◎国民への情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備(院内がん登録実施支援)
- 人材育成の中心(相談員研修、院内がん登録実務者研修)
- ◎臨床研究支援

地域ブロック協議会

- ・ 全国7地域
- ・ 地域ブロック内の小児がん診療に係る連携体制の整備

◆小児がん拠点病院(15か所)

地域における小児がん医療・支援の中心

- ・ 難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療
- ・ 小児・AYA世代のライフステージに応じた相談支援
- ・ 人材育成
- ・ 臨床研究の推進

◆小児がん連携病院

地域の小児がん医療の集約を担う施設

類型1

標準治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療

1-A 一定以上の症例数等の要件を満たす施設

1-B 地域の小児がん診療を行う施設

類型2

集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療

類型3

長期フォローアップを担う施設

人員要件について

専門的な知識及び技能を有する診療従事者の配置について

見直しの論点

- 専門職種や緩和ケアチームについても小児に関する部門に関与できていない場合がある。
- 職種の記載ぶりについては具体名の有無も含め議論が必要である。
- 現在、専門資格としては、国家資格に加え、各種学会認定資格等も認められているが、多数存在する学会認定資格等について、個々の実情を網羅的に把握することは困難である。

方針(案)

- 専門職について、小児がんに関連する適切な部門に配置していることを要件としてはどうか。
- 国家資格が存在する職種以外は、指針上は「専門的な知識及び技能を有する者」と定めることとしてはどうか。
- 各診療従事者の専門資格の取得を含めた質の維持向上については、各拠点病院が責任を持って推進することを求め、具体的にがん診療に従事している専門資格を有している者について公表を求めているかどうか。

看護師や保育士等の専門職の他に配置を求める、医療環境にある子どもや家族への療養支援に関する専門的な知識及び技能を有する者について

見直しの論点

- 「チャイルド・ライフ・スペシャリスト等のような、療養を支援する担当者」という記載があるが、小児(がん)医療を適切に行う観点からは、今後、資格の有無に関わらず同様の専門性を持った人材が幅広く配置されるようにしていくことが必要。
- チャイルド・ライフ・スペシャリストは、日本国内に養成課程が存在せず、国内で資格を取得することができない。
- 国内で同様の人材育成の取組もあるが、そもそもどのような技能や素質が求められるのか、それらをどのような養成課程で担保するべきかについては見解が定まっていない。

方針(案)

- 国内で必要な人材を養成できる取組を推進するために、必要とされる技能や素質、そのために必要な養成課程(カリキュラム等)を明確化するための研究を行ってはどうか。
- 上記取組を推進する間は、指針上は、国内で資格を取得することができない資格名を明示せず、資格の有無を問わず、必要な人材を確保するべきではないか。
- 現在記載があるチャイルド・ライフ・スペシャリスト等含め、想定される資格については、別途詳細を明示してはどうか。

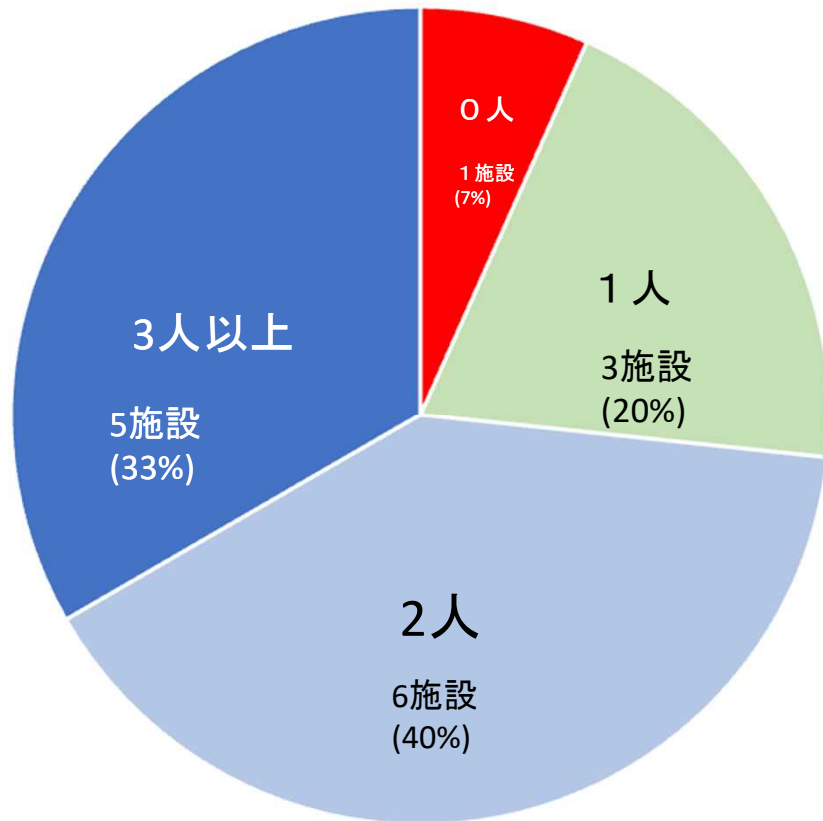
「専門的な知識及び技能を有する医師」の想定数

小児がん拠点病院	日本小児血液・がん学会 専門医		日本小児外科学会 専門医	
	人数	うち常勤	人数	うち常勤
A	3	3	6	6
B	5	4	4	4
C	2	2	6	6
D	9	7	7	7
E	4	4	3	3
F	2	1	10	8
G	6	5	6	6
H	6	4	2	2
I	3	3	4	4
J	2	2	3	3
K	4	4	7	7
L	2	2	5	5
M	3	3	2	2
N	3	3	8	8
O	4	4	4	4

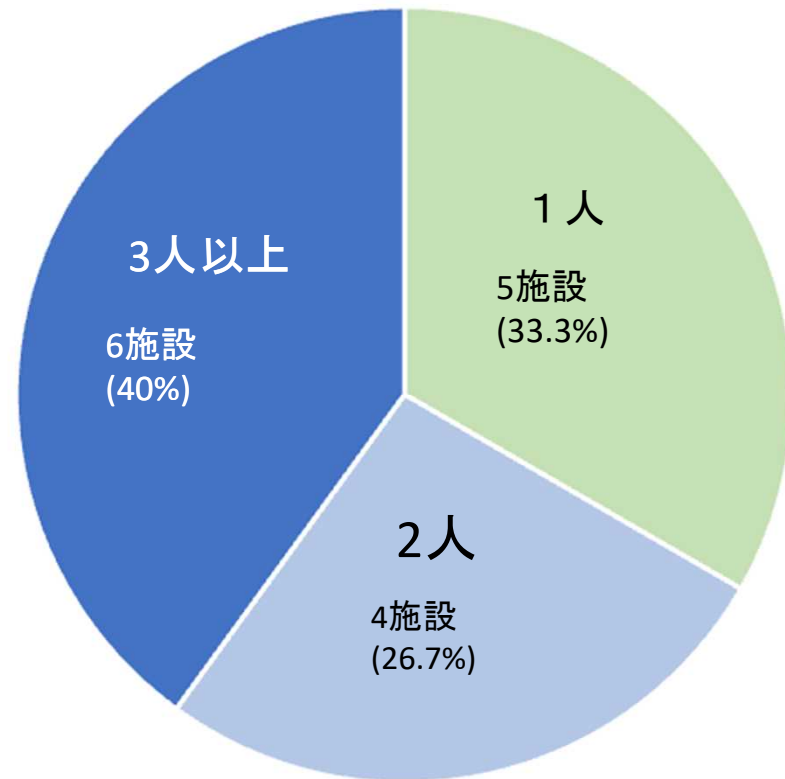
小児がん拠点病院における療養支援担当者数

(HPS/CLS/こども療養支援士)

2019年



2020年

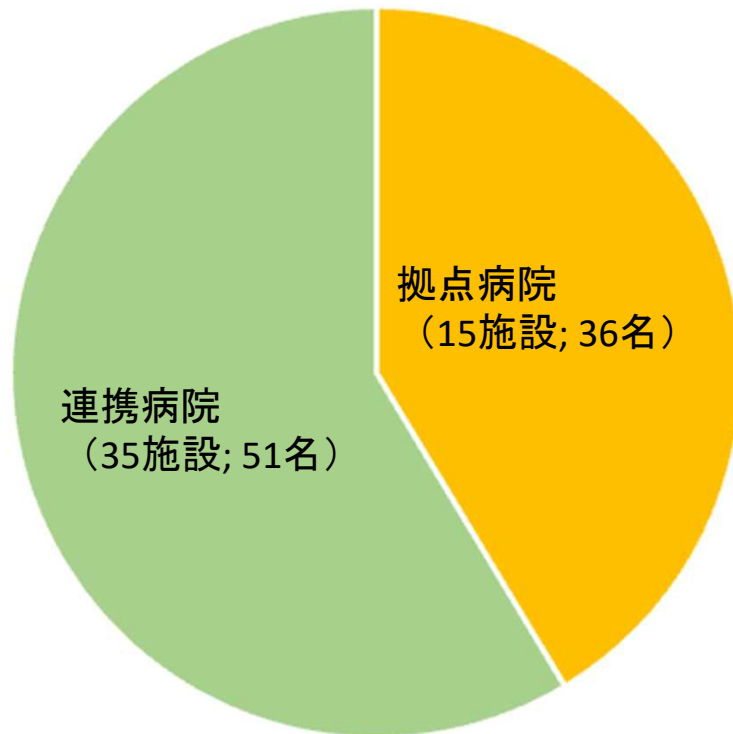


松本構成員提供

(厚労科研 次期がん対策推進基本計画に向けて小児がん拠点病院および連携病院の小児がん医療・支援の質を評価する新たな指標開発のための研究)

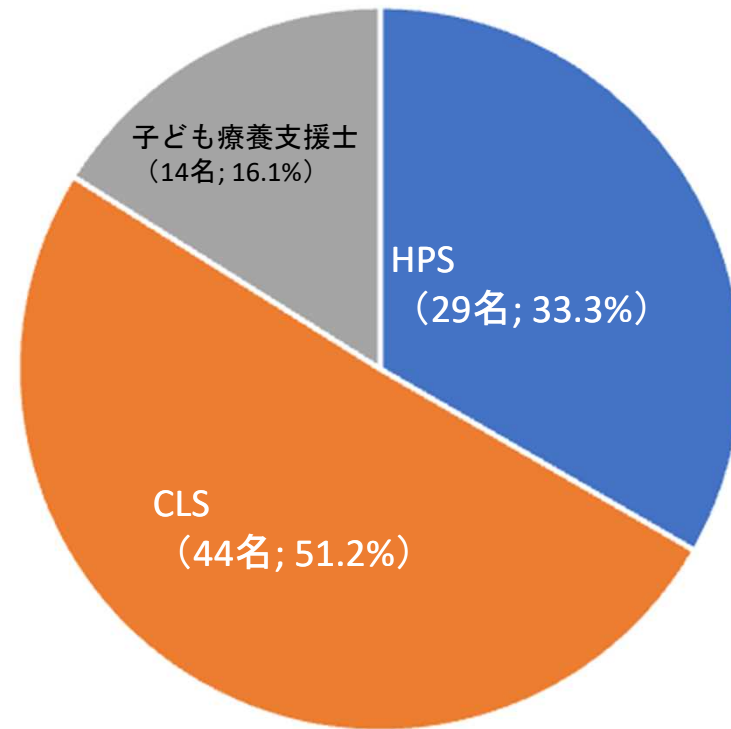
HPS/CLS/子ども療養支援士の内訳

87名の勤務先別内訳



連携病院104施設中35施設で配置

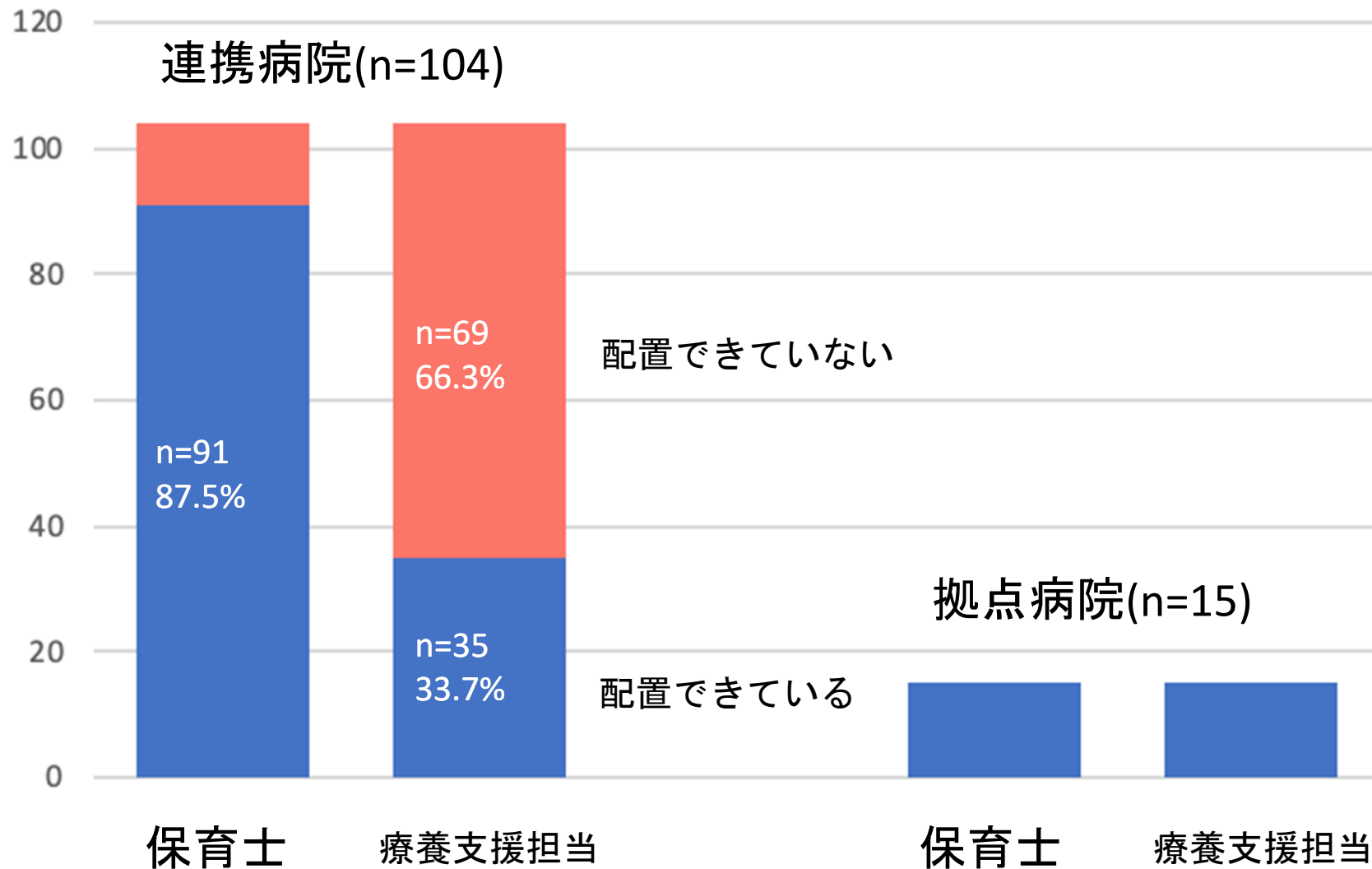
87名の職種内訳



松本構成員提供

(厚労科研 次期がん対策推進基本計画に向けて小児がん拠点病院および連携病院の小児がん医療・支援の質を評価する新たな指標開発のための研究)

保育士・療養支援担当者の施設配置



松本構成員提供

(厚労科研 次期がん対策推進基本計画に向けて小児がん拠点病院および連携病院の小児がん医療・支援の質を評価する新たな指標開発のための研究)

今後のスケジュールについて

小児がん拠点病院等の指定要件に関するWGの進め方(案)

令和4年1月17日

第1回 小児がん拠点病院等の 指定要件に関するWG

複数回のWGの中で、
以下の内容等を検討。

- 診療体制
- 診療実績
- 研修の実施体制
- 情報の収集提供体制
- 臨床研究及び調査研究
- 連携・人材育成
- 医療に係る安全管理
- 患者の発育及び教育環境

令和4年6月27日

第2回 小児がん拠点病院等の 指定要件に関するWG開始

令和4年7月21日
(予定)

がん診療提供体制の あり方に関する検討会

- 指定要件に関するWGでの検討内容を踏まえ、方針を決定

改定した整備指針を発出

令和5年2月頃
(予定)

小児がん拠点病院等の
指定に関する検討会
(※)改定後の整備指針での指定